

監修者:

E-mail  [杉山 泰成](mailto:shimayama@nishimura-asahi.com)

執筆者:

E-mail  [水野 雄介](mailto:mizuno@nishimura-asahi.com)

はじめに

近年、企業活動における人権の尊重が世界的に注目され、日本企業においても人権方針の策定や人権デュー・ディリジェンス(DD)の実施を中心とした人権尊重の取組みが広がってきています。欧米を中心に法制化のスピードが速い分野ですが、リーガルリスクのみに捕らわれてしまい視野が狭まってしまうと、かえって企業の人権尊重責任の本質から逸れてしまうという指摘もあり¹、単に法制度の進展を追いかけるだけではなく、その背後にある国際基準の理念や構造を理解し、その上で、個別の産業・企業自身の課題に対する最適な取組みについて考えていくことが求められます。

本稿では、以上を踏まえて、ビジネスと人権に関する規範をアグリ・フード産業において実践する際に特に問題となり得る点を検討し、それらの問題に対処する試みを紹介します²。

1. アグリ・フード産業におけるビジネスと人権に関する規範

(1) 国際的規範

ビジネスと人権に関する国際的規範として、まず、2011年に国連人権理事会において全会一致で支持(endorse)された「ビジネスと人権に関する指導原則」(国連指導原則)³が挙げられます。国連指導原則は、①人権を保護する国家の義務、②人権を尊重する企業の責任、③救済へのアクセスという三本柱から成るジョン・ラギー教授の枠組みを実施するための手引きという位置づけであり、同分野における権威ある国際的規範として認識されています。このほかにも企業に責任ある行動を求める国際的枠組みやガイドライン等は様々提唱されており、経済協力開発機構(OECD)が発行する、「責任ある企業行動のための OECD デュー・ディリジェンス・ガイダンス」⁴もその一つです。

上記の二つの規範は、いずれも産業や企業の規模にかかわらず適用され、当然アグリ・フード産業及び企業にも適用されますが、特に農業分野については、上記 OECD の DD ガイダンスのセクター別手引きとして OECD が国連食糧農業機関(FAO)と共同で策定した「責任ある農業サプライチェーンのための OECD-FAO ガイダンス」(OECD-FAO ガイダンス)⁵も存在します(後記 2. 参照)。

¹ UN Secretary-General, UN Human Rights Council, and Working Group on the Issue of Human Rights and Transnational Corporations and Other Business Enterprises, [Working Group on the Issue of Human Rights and Transnational Corporations and Other Business Enterprises : note / by the Secretary-General, A/73/163](https://www.ohchr.org/en/docd/44999), para. 41.

² 本稿は、2022年11月30日に実施した当事務所主催セミナー「アグリ・フードビジネスにおけるコンプライアンス対応」における長岡隼平弁護士(デンマーク人権研究所*)及び水野雄介弁護士による講演内容を元に作成しています。
(*本稿並びに同講演は同研究所の公式見解を示すものではありません。

³ 和訳: https://www.unic.or.jp/texts_audiovisual/resolutions_reports/hr_council/ga_regular_session/3404

⁴ 和訳: <https://mneguidelines.oecd.org/OECD-Due-Diligence-Guidance-for-RBC-Japanese.pdf>

⁵ 和訳: <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100100155.pdf>

(2) 欧米におけるハードロー化の流れ

上記の国際的規範はいずれも法的拘束力を持たないものですが、欧米では更に進んで、企業に対し一定の対応を義務付ける法制化が進んでいます(法的拘束力を持たないソフトローに対し、法的拘束力を有する法律＝ハードロー化の流れ)。①人権対応等に関する開示・報告を企業に義務付けるもの(英国、オーストラリア等)、②人権 DD の実施を企業に義務付けるもの(フランス、ドイツ等)のほか、③強制労働により製造等された製品に対する輸入規制の形をとるもの(米国等)等があります⁶。

欧州では、EUレベルでもハードロー化の流れがあります。2023年1月には人権を含むサステナビリティ事項の開示を規定した企業サステナビリティ報告指令⁷が施行され、今後各加盟国の国内法制定を経て実施されます。具体的な開示基準は現在策定過程にあります。農業についてはセクター別の個別基準が設定されることになっています。また、環境及び人権 DD の実施を企業に義務付ける企業サステナビリティ DD 指令(CSDDD)案⁸や、強制労働製品の上市・輸出を禁止する規則案⁹も発表され、議論が行われており、**特にCSDDD案では、アグリ・フード分野がハイリスク指定され適用対象企業の範囲が広がられています**。強制労働製品の上市・輸出禁止規則案についても、**既に類似規制のある米国ではアグリ・フード分野への適用事例があり、EUレベルでも将来的に同様の法的リスクが生じる可能性があります**。そのほか、農業用地の拡大による森林破壊を背景として、サプライチェーン上で森林破壊及び森林劣化を引き起こした製品の消費を抑制するための森林破壊フリー製品に関する規則制定に向けた動きもあります¹⁰。

(3) 日本における動き

日本政府は、国連指導原則を踏まえて、2020年に『ビジネスと人権』に関する行動計画(2020-2025)』(NAP)¹¹を策定し、2022年9月には「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」¹²が策定・公表されました¹³。2023年4月には、同ガイドラインの遵守を政府調達の入札条件に設定する方針が決定される¹⁴など、同ガイドラインが他の政策に与える影響も注視する必要があります。

アグリ・フード分野では、2023年3月に主に中堅・中小企業の経営者や実務担当者に向けて農林水産省から「食品企業のため

⁶ 各海外法制の概要については、日本政府ガイドライン(脚注12参照)末尾の「海外法制の概要」も参照。

⁷ [Directive \(EU\) 2022/2464 of the European Parliament and of the Council of 14 December 2022 amending Regulation \(EU\) No 537/2014, Directive 2004/109/EC, Directive 2006/43/EC and Directive 2013/34/EU, as regards corporate sustainability reporting \(Text with EEA relevance\).](#)

⁸ [Proposal for a Directive of the European Parliament and of the Council on Corporate Sustainability Due Diligence and amending Directive \(EU\) 2019/1937.](#)

⁹ [Proposal for a regulation on prohibiting products made with forced labour on the Union market.](#)
同規則案については、平家正博＝根本拓＝田代夕貴「[欧州委員会による強制労働製品の上市・輸出禁止規則案の公表](#)」(当事務所ヨーロッパ、独禁/通商・経済安全保障ニューズレター2022年9月22日号)参照。

¹⁰ [Proposal for a regulation of the European Parliament and of the Council on the making available on the Union market as well as export from the Union of certain commodities and products associated with deforestation and forest degradation and repealing Regulation \(EU\) No 995/2010.](#)

同規則案については、藤井康次郎＝平家正博＝根本拓＝稲岡優美子＝原田実侑「[EU 森林破壊フリー製品に関する規則案の概要](#)」(当事務所企業法務ニューズレター2022年12月22日号)参照。

¹¹ <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100104121.pdf>

¹² <https://www.meti.go.jp/press/2022/09/20220913003/20220913003-a.pdf>
同ガイドラインについては、根本剛史＝安井桂大「[ビジネスと人権：日本政府人権 DD ガイドライン詳説\(1\)](#)」(当事務所企業法務ニューズレター2022年10月31日号)以降の連載(森田多恵子＝根本剛史監修)も参照。

¹³ 2023年4月には、「[責任あるサプライチェーン等における人権尊重のための実務参照資料](#)」が経済産業省から公表されています。湯川雄介＝根本剛史＝三島隆人「[ビジネスと人権：責任あるサプライチェーン等における人権尊重のための実務参照資料の公表\(上\)](#)」(当事務所企業法務ニューズレター2023年4月6日号)も参照。

¹⁴ 「[公共調達における人権配慮について](#)」(令和5年4月3日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)。

のサステナブル経営に関するガイダンス¹⁵が公表され、**中堅・中小企業が「まずはこれらから取り組む」べき ESG 課題として、気候変動と並んで人権尊重が明示されています**。さらに同省からは、上記「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を踏まえ、**2023 年夏頃を目途に「より食品関連業界の企業等にとって使いやすいガイド・手引きを作成」という目標**が示されています¹⁶。

このほか、水産業においては、近年大きな国際問題となっている IUU (違法: Illegal、無報告: Unreported、無規制: Unregulated)漁業について、漁船乗組員や漁業監視員に対する人権侵害事例が多数報告されるなど人権の観点でも問題視される中、特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律(水産流通適正化法)が 2022 年 12 月に施行されています¹⁷。

(4) 今後の展望

近時出された社会権規約委員会による土地と経済的、社会的及び文化的権利についての一般的意見²⁶では、土地と人権というアグリ・フード分野に非常に関わりの深い文脈において、締約国(日本も含まれます)は、企業に対して、その活動による(社会権規約上の)人権に対する負の影響を特定し、予防・軽減するために人権 DD の実施を求める法的枠組みを採用しなければならないと明記されました¹⁸。今後、欧米だけでなく日本においても、企業に対して人権 DD の実施を含む人権尊重の取組みを求める動きはますます加速していくことが予想されます。

2. 農業と人権

(1) 農業に顕著な人権課題

農業のバリューチェーンは、①生産→②集荷→③加工→④流通という川上から川下まで広がり、大小の農業従事者、協同組合や農業団体、卸売業者、小売業者、運送業者、食品・飼料・飲料等の製造業者、繊維・バイオ燃料生産業者等のほか、農薬や肥料のサプライヤー、研究開発機関、管理・認証機関等の様々なアクターが①～④のステージごと、又はステージ横断的に関与しています¹⁹。

このようなバリューチェーンにおける顕著な人権侵害リスクとしては、特に強制労働・児童労働のほか、労働者の安全・衛生といった労働者の権利に関する問題が挙げられます。ビジネスと人権に関する主なベンチマークである KnowTheChain の報告書では、「日本の食品・飲料企業は強制労働の重大なリスクを抱えている」ことが指摘されています²⁰。また、労働者の差別やハラスメント、技能実習生の待遇などは、日本国内においても大きな問題です。

生産の段階では、土地や水、森林等の天然資源にアクセスする権利の侵害も顕著な問題として指摘されています²¹。加工段階

¹⁵ <https://www.maff.go.jp/j/shokusan/fund/attach/pdf/esgitakuR4-1.pdf>

¹⁶ https://www.maff.go.jp/j/shokusan/fund/attach/pdf/esg_zinken_sagyoubukai-43.pdf
なお、農林水産省から「『ビジネスと人権』に係る手引き骨子(案)」が既に公表されている。

¹⁷ 水産流通適正化法については、杉山泰成「[漁業関連法務アップデート 水産流通適正化法について](#)」(当事務所アグリ・フードニューズレター2023年3月15日号)参照。

¹⁸ [Committee on Economic, Social and Cultural Rights General comment No. 26 \(2022\) on land and economic, social and cultural rights, E/C.12/GC/26](#), para. 30.

¹⁹ OECD-FAO ガイダンス図 1.1 参照。人権を尊重する企業の責任は、その規模、業種、事業状況、所有形態及び組織構造に拘らず、全ての企業に適用されるとされており(国連指導原則 14)、農業の場合も、上記バリューチェーンに関与する全ての企業、すなわち、国内及び外国企業、民間及び公共企業、中小及び大企業(個人事業主や、協同組合・農業団体等の会社以外の組織形態も含まれます。)がその対象となります(OECD-FAO ガイダンス(和訳)18~19頁参照)。

²⁰ KnowTheChain「[KnowTheChain 2020 日本の食品・飲料企業のサプライチェーンにおける強制労働 リスク、優良事例、報告のギャップを理解する](#)」。

²¹ 2022年7月28日の[国連総会決議 76/300](#)では、クリーンで健康、かつ持続可能な環境へのアクセスが普遍的人権であると宣言されました。

の操業や製品販売等に伴う地域住民や消費者の健康被害等も重大な人権侵害リスクとなり得ます²²。2022年11月に公表された Word Benchmarking Alliance の Corporate Human Rights Benchmark 2022 Insights Report では、アグリフード産業は、同年に評価対象となった自動車産業や ICT 産業に比べて人権尊重の取組みが進んでいると評価された一方で、脆弱な労働者の権利や土地・天然資源に対する権利について課題が残されていることが指摘されています²³。

(2) 人権課題は農業関連会社にとって法的リスクでもある

農業分野においてサプライチェーンにおける人権課題が法的リスクとして顕在化した一例として、米国企業に対し、サプライチェーンの上流にある農園において児童奴隷労働が行われていたことを知りながら資金支援等を行ったとして、児童奴隷労働をさせられていたとする原告らが外国人不法行為請求権法(Alien Tort Statute; ATS)等に基づいて損害賠償・差止めを求めた訴訟が米国において提起された事例があります。連邦最高裁は、ATS は域外適用されず、その適用のためには当該法令の焦点と関連する行為が米国内で行われたことを原告が証明しなければならないとの判断を示していますが、ATS のほか消費者保護法など、他の法令に基づく訴訟戦略も次々に展開されている状況です。また、環境・人権 DD 実施を義務付けるハードロー化が進んでいるフランスなどでも、法令違反に基づく訴訟の提起が相次いでおり、上記の流れと相まって、サプライチェーン上の人権課題が訴訟を含む現実的な法的リスクとして顕在化しつつある点には留意が必要です。

3. 水産業と人権

(1) 水産業に顕著な人権課題

水産業のバリューチェーンには、漁業及び養殖業だけではなく、水産物の加工、卸売、流通、小売及び消費まで幅広い活動が含まれ、地理的な範囲も国内外に広がり得ます²⁴。水産業の人権課題についても、自社の事業だけではなく、個別企業の各取扱品目のバリューチェーンの広がりに応じて、各段階及び各地域について検討する必要があります。例えば、漁業における現代奴隷の問題に関しては、2018年版の Global Slavery Index が、中国、日本、ロシア、スペイン、韓国、台湾及びタイ産の水産物について、リスクが高いと指摘しています²⁵。しかしながら、World Benchmarking Alliance が世界の主要水産会社 30 社を調査した Seafood Stewardship Index (2021年版)によれば、こうした問題に対する水産業界の取組みは十分に進んでおらず、人権方針等で強制労働を排除する旨の包括的なコミットメントを行っている企業はわずか 3 社、完全な人権 DD の仕組みを実施しているのはわずか 1 社にとどまるということです²⁶。

(2) 人権課題は水産関連会社にとって法的リスクでもある

水産業においても、他の産業と同様に、自社の事業上又はそのバリューチェーン上の人権課題を放置した結果、それが法的なリスクとして顕在化することがあり得ます。例えば、アメリカの関税法 307 条及び関連規定の下、同国に輸入される貨物について、税関国境保護局長官が、入手可能な情報により外国で強制労働によって生産されたと合理的に示されていると認定した場合には、貨物引渡保留命令が発出されるとされているところ²⁷、同局のウェブサイトによれば、まぐろ等の水産物について貨物引渡

²² 人権の観点以外にも、自然環境・生物多様性やアニマルウェルフェアに対する配慮も責任ある企業行動の一環として取組みが求められるようになっていきます。

²³ https://assets.worldbenchmarkingalliance.org/app/uploads/2022/11/2022-CHRB-Insights-Report_FINAL_23.11.22.pdf

²⁴ FAO, [Value Chain](#).

²⁵ Walk Free, [Global Slavery Index 2018](#), p. 51.

²⁶ World Benchmarking Alliance, [Seafood Stewardship Index 2021, Seafood companies fall short on addressing human and labour rights](#).

²⁷ 根本拓＝田代夕貴＝稲岡優美子＝伊藤龍一「国際通商政策の最前線(第 1 回) 人権課題への通商政策的アプローチ(1)」NBL1192号(2021年4月15日号)39頁、44頁。

保留命令が実際に発出された事例がこれまで実際に複数あったとされています²⁸。強制労働により生産された商品の輸入を禁止する類似の法令については、カナダ²⁹やメキシコ³⁰、EU³¹でもそれぞれ制定され、又は制定に向けた動きがあることから、水産物の強制労働の問題に対処しないことで、水産物の各国への輸出(当該国で水産物の加工等を行う事業者からすれば輸入)が妨げられ得るといった意味における法的リスクは既に存在しており、また今後そのリスクが(各国での類似法令制定により)拡大する可能性があると言えます。

4. 林業と人権

林業のバリューチェーンは、植林、伐採、運搬及び加工等により構成され、林業従事者の労働安全衛生、天然資源(土地や水、森林等)の過度の利用による生命や生活への脅威、既存の輸送網及び地域インフラへの負の影響、先住民の権利等が一般的には顕著な人権課題として挙げられますが³²、こちらも個別企業の各取扱品目のバリューチェーンの広がりに応じて、各段階及び各地域について検討する必要があります。

5. アグリ・フード分野における人権 DD の取組み

(1) 取扱品目が膨大である場合、何から手を付けたらよいか？

アグリ・フード分野の人権 DD における実務上の頻出論点として、DD 実施企業の取扱う商品が非常に幅広く、またそのバリューチェーンも多岐に亘るため、一つ一つの商品について、バリューチェーンの各段階の人権リスクを詳細に分析することが現実的には難しいことから、どの商品のバリューチェーンのどの段階を優先的に精査すべきかということが問題になります。この論点について、国連指導原則 17 の解説部分は、サプライヤー又は顧客の事業が置かれている状況、その事業や製品・サービス自体の特性といった事項を考慮した上で人権への負の影響が最も深刻であると一般的に考えられる領域を特定し、その領域から優先的に対応すべきとしています。アグリ・フード分野における当該指導原則の実践事例として、海外の食品小売企業が、一次サプライヤーだけでも 1 万 8 千社を超えるという非常に多種多様なバリューチェーンの中から、人権への負の影響が最も深刻であると一般的に考えられる領域を水産物、綿及び乾燥原材料(米、カカオ豆、ドライフルーツ、ナッツなど)のサプライチェーン上流部と特定し、それらの各領域について何をいつまでに対応するかを具体的にコミットし、進捗を定期的に開示しているケースがあります。

なお、上記に関連して、実際に人権 DD に取り組んでいる企業からは、人権への負の影響が最も深刻であると一般的に考えられる領域が、会社として売上などの観点からビジネス上重視している商品と必ずしも一致せず、優先順位付けにおいて悩ましいといった声も聞かれます。この点、まずは、仮にビジネス上重要視される商品ではなくとも、その商品に関係する深刻な人権への負の影響が、会社に対する訴訟、消費者による不買運動、労働者のストライキや地域住民のデモなどによるオペレーション全体の混乱といった事象に発展し、大きなビジネス上のリスクにも繋がりが得るといった認識を持つことが肝要です。一方で、仮に一般的には人権への負の影響が最も深刻とまではいえない領域であっても、ビジネス上最重要視される商品であるならば、人権リスクを適切に管理し、主力事業を持続的に発展させる土台を作っておくことも、国連指導原則の規範とは別に、企業のリスクマネジメントとして正当化される場合があるでしょう。その場合、当該領域と同程度以上の人権への負の影響にも同時かつ適切に取り組むのであれば、国連指導原則の優先順位付けの規範にも整合すると考えられます。

²⁸ U.S. Customs and Border Protection, [Withhold Release Orders and Findings List](#).

²⁹ JETRO「[米欧と協調した対中措置と、『現代奴隷法』制定の動き\(カナダ\)『サプライチェーンと人権』に関する主要国の政策と執行状況\(11\)](#)」(2021年8月20日)。

³⁰ Mexico Daily Post, [Mexico, the U.S., and Canada will ban the import of goods made with forced labor](#) (February 23, 2023).

³¹ 脚注 9 参照。

³² UNEP Finance Initiative, Human Rights Guidance Tool for the Financial Sector, [Forestry and Logging](#). 和訳は、経済産業省「[責任あるサプライチェーン等における人権尊重のための実務参照資料\(別添1\)参考資料](#)」17-19頁に掲載されています。なお、同じ国連環境計画・金融イニシアティブ(UNEP FI)「[金融セクターのための人権ガイダンスツール](#)」の農業・漁業セクター([Agriculture and Fisheries](#))についても、同参考資料 4-9 頁に和訳が掲載されています。

(2) 構造的問題は、一民間企業では解決できないのか？

人権 DD における検討対象である人権への負の影響について、特定の国や地域の制度や社会問題がその背景として存在しているため、一企業で当該負の影響を防止又は軽減することは困難であるという悩みは、アグリ・フード分野に限らず実務上頻出のものです。この点について、国連指導原則 23 の解説部分は、企業の人権尊重責任は、どこで事業を行うかにかかわらず同一であると述べています。すなわち、いかにその国の制度が一定の男女差別を許容し得るものであろうと、いかにその地域で強制労働や児童労働が蔓延してそれらの懸念を完全に払拭する調達が困難に思えようと、企業は、自社の事業が当該人権侵害を引き起こし、助長し、又は当該人権侵害と直接関連している限りは、他の地域での事業と同様に、それらの人権侵害を自ら予防・軽減する責任を負うことになります。

では具体的に何をすればよいかというと、国連指導原則の同部分は、社内で部門横断的に検討することに加えて、政府や自治体、市民社会組織、国内人権機関やマルチステークホルダー・イニシアティブなどの外部団体・専門家から助言を得ることが有用である場合が多いとしています。同解説で掲げられている外部団体・専門家のほかにも、例えば、現地の法令に準拠することがかえって国際的に認められた人権に負の影響を与えることが懸念される場合においては、外部の法律家と協議して、まずは現地の法令上の要求を正確に理解することが、現地法令に反することなく人権尊重責任を果たす方策について考えるにあたっての出発点となります。

アグリ・フード分野における当該指導原則の実践事例としては、チョコレート産業の業界団体、食品メーカー、商社、NGO、コンサルティング企業などが参加し、国際協力機構(JICA)が事務局を務める「開発途上国におけるサステイナブル・カカオ・プラットフォーム」を通じた児童労働の撤廃に向けた取組みが挙げられます³³。当該マルチステークホルダー・イニシアティブが公表した「児童労働撤廃に向けたセクター別アクション」は、カカオ豆の産地における児童労働の撤廃に向けて、商社及び加工業者、大手メーカー、中小メーカー、小売業がそれぞれの立場で実践すべきアクションを提言しています³⁴。

(3) 具体的に何を確認すればよいか？

アグリ・フード分野の人権 DD を実践するにあたって、個別の産業に特化したツールから取組みの指針を得ることで、より効果的に人権リスクに対処できると考えられます。この点、OECD のセクター別 DD ガイダンスは、アグリ・フード分野では上記 1.(1)のとおり農業をカバーしています。水産業については、例えば、コンサベーション・インターナショナルが公表している「水産業界向け社会的責任評価ツール」が、同業界の人権 DD における具体的な確認・検討事項を示しており参考になります³⁵。

上記のほかにも、アグリ・フード分野では、農業についてフェアトレード³⁶、水産業について MSC³⁷及び ASC³⁸、林業については FSC³⁹に代表されるような、人権の要素を含む認証制度が発達してきていますが、これらの認証制度は、自社製品について認証を得ることで人権 DD の取組みを補完するという活用方法があるだけでなく、各認証制度の評価項目や基準自体が、自社の人権 DD の内容の検討に際して参考になる場合があります。例えば、海外の金融機関が、その投融资先である林業会社において林業従事者の労働安全衛生の問題が高リスクの人権課題であると認識した上で、当該会社との契約において、FSC の各基準を参照するなどした環境・社会基準遵守条項を規定した事例があります。

³³ JICA「[開発途上国におけるサステイナブル・カカオ・プラットフォーム](#)」。

³⁴ JICA「[開発途上国におけるサステイナブル・カカオ・プラットフォーム『児童労働の撤廃に向けたセクター別アクション』の発表](#)」(2022年9月30日)。

³⁵ コンサベーション・インターナショナル＝コンサベーション・アライアンス・フォー・シーフード・ソリューション＝the Coalition for Socially Responsible Seafood「[水産業界向け社会的責任評価ツール](#)」。

³⁶ フェアトレードジャパン「[国際フェアトレード基準](#)」。

³⁷ MSC「[MSC 認証の概要](#)」。

³⁸ ASC「[ASC 認証について](#)」。

³⁹ FSC ジャパン「[FSC 認証について](#)」。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#)よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは[こちら](#)に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 